

農地法第3条に係る添付書類（農地の権利設定・移転）

相続、裁判等の届出（農地法第3条の3）	許可申請（農地法第3条）	
■ 必 須	書 類	
<input type="checkbox"/> 届出書 1	<input type="checkbox"/> 許可申請書 2	
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書（全部）の写し 1	<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書（全部） 1	
	<input type="checkbox"/> 公図の写し 1	
	<input type="checkbox"/> 案内図（5,000分の1の住宅地図等に申請地を図示したもの） 1	
	<input type="checkbox"/> 営農計画図（経営農地の位置を示す図面を添付） 1	
	<input type="checkbox"/> 通作案内図（自宅から農地までの経路を示したもの） 1	
□ 登記上の住所が現住所と異なっている場合		
<input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍事項証明等の写し 1	<input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍事項証明等の写し 1	
□ 登記上の面積が現況と著しく異なっている場合		
<input type="checkbox"/> 地積測量図の写し 1	<input type="checkbox"/> 地積測量図の写し 1	
□ 農地が土地区画整理事業の施行地になっている場合		
<input type="checkbox"/> 換地証明書及び仮換地図 1	<input type="checkbox"/> 換地証明書及び仮換地図 1	
□ 農地が賃借の対象となっている場合		
<input type="checkbox"/> 小作人同意書 1	<input type="checkbox"/> 小作人同意書 1	
□ 権利が未登記の場合(相続)		
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等の写し 1	□ 取得者が法人の場合	
	<input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為の写し（農地所有適格法人は組合員(株主)名簿も添付） 1	
□ 権利が未登記の場合(その他)		
<input type="checkbox"/> 確定判決書等そのことを証する書面の写し 1	<input type="checkbox"/> 取得者の住所が津島市以外の場合	
	<input type="checkbox"/> 農地基本台帳の写し 1	
<p>▽ 添付書類は、できる限りA4サイズに統一してください。</p> <p>▽ 代理人による申請の場合は別途委任状が必要です。</p> <p>▽ その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。</p> <p>※ <u>農地の権利を有しておらず、農地法第3条で新規にて農地の権利を取得される方は事前にヒアリングが必要となり、ヒアリング後翌月の申請となります。事前に農業委員会事務局までご連絡ください。</u></p>		

届出は随時受付けています。

許可申請は、毎月1日から7日が本委員会の標準処理受付期間です。